

長期脱炭素電源オークションに係る 応札価格の監視結果について (応札年度：2024年度)

2025年5月28日
電力・ガス取引監視等委員会



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission



1. 監視の観点

2. 監視の結果

監視の観点①

- 長期脱炭素電源オークションは、巨額の電源投資を対象としており、**国民負担の最小化を図る必要がある**ことを踏まえ、応札価格について、**電力・ガス取引監視等委員会**が、長期脱炭素電源オークションガイドライン（以下「**ガイドライン**」という。）**に基づき、応札後に監視を実施**する。
- **応札価格の監視対象**は、長期脱炭素電源オークションがマルチプライス方式であることを踏まえ、**落札候補となる応札案件全件**※の応札価格とすることとされ、今回、**23社40電源**の応札価格の監視を実施した。

※ガイドラインに基づき、応札価格が最も低い案件から募集量を満たす案件までに加え、監視後の応札の取り下げに備えて若干監視対象の案件を追加。

【参考】ガイドライン抜粋

4. 監視

(1) 監視の必要性

① 応札価格の監視

長期脱炭素電源オークションは、巨額の電源投資を対象としており、国民負担の最小化を図ることが必要であることを踏まえ、応札は事業者の想定コストをベースとして行うこととし、応札価格について、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）において、応札後に、以下の内容を監視することが期待される。

監視対象は、長期脱炭素電源オークションがマルチプライス方式であることを踏まえ、落札候補となる応札案件全件²⁶の応札価格とする。

²⁶ 応札価格が最も低い案件から募集量を満たす案件までに加え、監視後の応札の取り下げに備え、必要に応じて若干監視対象の案件を追加する。

【参考】 応札価格に織り込むことが認められるコスト

- 応札価格に織り込むことが認められるコストは、①**資本費**（建設費、系統接続費、廃棄費用）、②**運転維持費**（固定資産税、人件費、修繕費、発電側課金、事業税、その他のコスト）及び③**事業報酬**（資本コスト）とされている。

【参考】 ガイドラインにおいて応札価格に織り込むことが認められるコスト

項目		説明
資本費	建設費	発電設備・燃料受入設備・燃料保管設備・燃料供給設備などの新たな脱炭素電源の稼働に資する設備の建設費の110%の金額
	系統接続費	最新の工事費負担金の見積額を参考に、事業者が算出した任意の金額
	廃棄費用	太陽光は、1万円/kW。原子力は、建設費の12%の金額。その他の電源種は、建設費の5%の金額
運転維持費	固定資産税	当該電源を制度適用期間において保有することによって発生する固定資産税額
	人件費	当該電源を制度適用期間において維持することによって必要となる人員に対する給料手当等
	修繕費	当該電源を制度適用期間において維持することによって必要となる修繕費
	発電側課金	当該電源を制度適用期間において保有することによって発生する発電側課金のうち、kW課金部分の金額（目安単価900円/kW/円）
	事業税	当該電源を制度適用期間において維持することによって発生する次の事業税の額 ・収入割：事業税（収入割）を除く当該電源の資本費・運転維持費・事業報酬の総額（円/kW/年）×税率/(1-税率) ・資本割：建設費×自己資本比率43%×税率 ・付加価値割：（当該電源の事業報酬+当該電源の人件費+当該電源の支払賃借料）×税率
	その他のコスト （委託費・消耗品費等）	当該電源を制度適用期間において維持することによって必要となるその他のコスト
事業報酬（資本コスト）		応札時点において、将来の上記の費用（①資本費、②運転維持費）の支出計画を作成し、税引前WACC5%が確保できるような均等化コスト（円/kW/年）と、単純平均コスト（円/kW/年）の差額

監視の観点②

- 電力・ガス取引監視等委員会は、ガイドラインに基づき、それぞれの費用項目に応じて、以下の監視を行う。

＜建設費、人件費、修繕費、その他のコスト＞

- 競争を伴う入札や相見積もりを行っている場合は、原則その金額を適切な金額と認める。
- 競争を伴う入札や相見積もりが未実施（予定価格のみ存在）の場合や特命発注を行う場合（特命発注とした理由をヒアリングなどにより確認）は、不当に高額な金額となっていないことを確認する。
- 具体的には、「直近の発電コスト検証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」（以下「2倍の水準」という。）を超える予定価格・特命発注部分は、合理的な理由があると認められた場合を除き、応札価格に含めることは認めない。
- 「2倍の水準」を超えない予定価格・特命発注部分についても、他の案件の金額に比して明らかに高額となっている等の特異な金額となっている場合には監視を行い、合理的な理由があると認められた場合を除き、特異な金額部分は応札価格に含めることは認めない。

＜系統接続費、廃棄費用、固定資産税、発電側課金、事業税、事業報酬＞

- 応札価格に織り込むことが認められるコストに関して定められた算出ルールに則って算出されているか、監視を行う。

【参考】 応札価格の監視の方法（ガイドライン抜粋）

（３） 応札価格の監視方法

応札の受付期間終了後に、落札候補案件について、応札価格の算定方法及び算定根拠についての説明を求める。事業者はこれに速やかに応じ、資料の提出を行う。

また、費用項目に応じて、以下の監視を行う。

① 建設費、人件費、修繕費、その他のコスト（委託費、消耗品費等）

代表印が押された信頼できる証憑等の必要書類が揃っていることを前提として、以下のとおり監視を行う。

競争を伴う入札や相見積もりを行っている場合は、原則その金額を適切な金額と認める。

競争を伴う入札や相見積もりが未実施（予定価格のみ存在）の場合や特命発注を行う場合（特命発注とした理由をヒアリングなどにより確認）は、不当に高額な金額となっていないことを確認する。具体的には、「直近の発電コスト検証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の２倍の水準」を超える予定価格・特命発注部分は、合理的な理由があると認められた場合を除き、応札価格に含めることは認めない。上述の「２倍の水準」を超えない予定価格・特命発注部分についても、他の案件の金額に比して明らかに高額となっている等の特異な金額となっている場合には監視を行い、合理的な理由があると認められた場合を除き、特異な金額部分は応札価格に含めることは認めない。

② 系統接続費、廃棄費用、固定資産税、発電側課金、事業税、事業報酬

上述の応札価格に織り込むことが認められるコストにおいて定められた算出ルールに則って算出されているか、監視を行う。



1. 監視の観点

2. 監視の結果

監視の結果①

- **落札候補となる応札案件全件※¹（23社40電源）**について、各事業者に対して、資本費、運転維持費及び事業報酬の算定方法及び算定根拠の説明を求め、**応札価格に含まれる費用項目ごとに、証憑等により事実関係を確認した。**
- また、「**2倍の水準**」を超える**予定価格・特命発注部分**については、各事業者に対して、**合理性の説明を求めて確認**を行った。
- その結果、次ページのとおり、**応札価格に含めることが認められない項目を確認したこと**から、**該当する事業者（20社35電源）と電力広域的運営推進機関に対し、その旨を通知した。**その後、当該通知を受けた事業者から、上記の通知内容を**反映して再算定された応札価格の提出**があり、いずれも、**適切に算定されていることを確認した（通知を受けて、応札を取り下げた事業者はいなかった。）。**
- これらの**監視の結果**、監視後の応札の取下げに備えて追加監視した案件を除く電源（21社38電源）の**当初約定総額※²は約3,922億円／年※³**であったところ、**応札価格から減額する金額は約1.7億円／年**であった。

※¹ 応札価格が最も低い案件から募集量を満たす案件までに加え、監視後の応札の取下げに備えて、若干監視対象の案件（2社2電源）を追加。

※² 約定総額：応札価格（円/kW/年）×応札容量（kW）

※³ 長期脱炭素電源オークションにおいては、他市場収益の還付を控除した金額が、実質的な容量拠出金・容量確保契約金額となる。

監視の結果②

- 監視の結果、**応札価格に含めることが認められない項目**は以下のとおりであり、電力・ガス取引監視等委員会ホームページ上で監視結果と併せて事例として公表することで**周知を図った**。

(電力・ガス取引監視等委員会ホームページ) <https://www.egc.meti.go.jp/info/public/pdf/20250428003a.pdf>

費用項目	応札価格に含めることが認められない項目
建設費	・ 「使用を継続する設備の残存簿価に含まれている土地」について、既に他の用途に使用されている土地に係る部分 ・ 消費税込みで計算された建設費について、その消費税分
系統接続費	・ 消費税込みで計算された系統接続費について、その消費税分
廃棄費用	・ 誤って過大に算定していた部分
固定資産税	・ 消費税込みで計算された固定資産税について、その消費税分 ・ 誤って過大に算定していた部分
修繕費	・ 誤って過大に算定していた部分 ・ 制度適用期間における物価変動分 ・ 発電量に応じて可変的に発生する部分
発電側課金	・ 誤って過大に算定していた部分
事業税	・ 誤って過大に算定していた部分
その他のコスト	・ 発電量に応じて可変的に発生する部分 ・ 誤って過大に算定していた部分